

【平成29年度 包括外部監査結果報告の概要】

包括外部監査人
公認会計士 石川 千晶

1. 監査のテーマ

香川県が設置する施設のうち、病院及び県営住宅の管理・運営状況とそれに関連する事務

2. 監査の対象

香川県が設置する施設のうち、病院及び県営住宅の管理・運営状況と、それに関連する事務を対象とする。

3. 監査テーマの選定理由

県が設置する施設は当初の設置目的に沿って適切に運営されるべきものだが、社会情勢の変化にも対応していく必要がある。

県では、施設のあり方に関して、指定管理者制度の導入などの運営方法にとどまらず、譲渡、廃止、民営化なども視野に入れた統廃合についても検討が行われてきたところである。

これらの県施設のなかでも、病院や住宅は、民間でも多く設置・運営されている施設であるとともに、収支の規模も大きく、利用者の生活に大きく影響する施設でもあることから、県の施設としての役割をしっかりと果たしていく必要がある。

以上のような理由から、香川県が設置する施設のうち、病院及び県営住宅の管理・運営状況とそれに関連する事務について、平成29年度の監査テーマとして選定した。

4. 監査の主な要点

- ・施設の管理・運営は、設置目的に沿って適切に行われているか。
- ・施設に関連する県の諸計画と運営状況は整合しているか。
- ・施設の管理・運営は、経済性についても考慮し、適切に行われているか。
- ・施設の管理・運営は、社会情勢の変化にも対応しているか。
- ・施設の管理・運営は、法令等に沿って管理されているか。
- ・施設の運営状況が施設の設置目的や社会情勢に対応していることを確認し、継続的に実施される仕組みが構築されているか。

5. 監査報告の主な指摘・意見 [指摘25件、意見85件]

1) 県立病院について [指摘14件、意見44件]

(1) 貸倒引当金の算定

- ・実質的な債権回収の可能性等を考慮した貸倒引当金の算定

(指摘) 貸倒引当金の算定に当たっては、不納欠損実績のみによっている。実質的な債権回収の可能性等を考慮し、債権の評価を行う必要がある。また、病院別の債権回収実態を適切に反映できるよう、病院別の貸倒実績率を算定する必要がある。

(2) 書面のフォーマット

- ・地方公営企業法の全部適用への移行に伴う書面フォーマット

(指摘) 書式の名宛人等につき、病院事業管理者とすべきところ、香川県知事となっているものがある。書面フォーマットを修正し、実態に合わせる必要がある。

(3) 固定資産の購入及び管理等

- ・取得権限を判断する金額基準の運用の徹底

(指摘) 1件250万円以上の資産については県立病院課で行われるべきところ、一式とされる調達について、個々の資産が250万円未満であることから、病院で調達事務が行われているものが見られた。香川県病院局財務規程に準拠した調達を徹底すべきであり、固定資産の取得権限を判断する取得金額の判断単位について、「一体として使用するもの」等の目安を設け、事例を示して周知することが望まれる。

- ・固定資産の実査の徹底

(指摘) 固定資産の定期的かつ網羅的な実査が行われていない。実査により、遊休資産の有無を確認するとともに固定資産台帳の正確性を検証する必要がある。

- ・固定資産の除却手続きの徹底

(指摘) 除却に関する手続きが行われていない物品がある。除却すべきものの対象を明確にし、除却が速やかに行われるように、除却手続を明確に定め、現況を把握できる状況とし、適時固定資産台帳にも反映させる必要がある。

(4) 年度末の残高管理

- ・年度末の残高の整合性

(指摘) 各年度末において不明な残高が生じた際には、次年度以降も当該内容の検証を継続し不明残高の解消にむけた管理を行うとともに、不明残高が生じることのないよう適時適切に会計処理を行う必要がある。

(5) ダブルチェック体制の構築

- ・支出の適正性確保に向けたダブルチェック体制の構築

(指摘) 支出伺及び請求書に基づく支払いの適正性を確保するため、支払担当以外の者が金融機関から企業出納員に報告された振替済通知書と照合し、事後確認すべきである。

(6) 預り金の管理

- ・夜間預り金の月末残高確認の実施

(指摘) 守衛室における夜間の預り金(病院としての小口現金)について、月末現金残高全体の現金実査が実施されていない。少なくとも月末残高の実査を実施するとともに、預り金精算一覧上も、閲覧者である医事担当者の検印を残すべきである。また、残高を確定した後に、月次で会計処理を行うことが望まれる。

- ・預り金の未収金充当の徹底

(指摘) 未収債権と両建てで計上されている預り金が 25,000 円みられた。会計上、医業未収金と預り金を相殺するとともに、未収金整理簿上も債権額の修正を行う必要がある。

2) 県営住宅について [指摘 1 1 件、意見 4 1 件]

(1) 利用されていない資産

- ・特定の民間人のみが利用できる土地への対応

(指摘) 県の資産である土地が、特定の民間人のみが利用できる状態で放置されている。対応を検討することが望まれる。

- ・用途廃止団地の利用方法の検討

(意見) 一棟が空家になった場合、速やかに用途廃止を行い、取り壊すことを原則とすることが望まれる。

(意見) 国分寺団地については、用途廃止済み団地が広い面積を占めている。空地を含め、今後の利用方法等について、早急に検討することが望まれる。

(2) 家賃、退去手続き、駐車場

- ・申請書への受付印の押印

(指摘) 入居者等から提出された申請書に受付印を押印していないものがあるが、漏れなく押印することが望まれる。

(3) 敷金の管理

- ・敷金の年度末残高の整合性

(指摘) 敷金について、年度末残高の照合は行ってこなかったため、県財務システムの住宅敷金の額と、住宅管理システムの敷金の額が一致していない。

(4) 共用部分の管理

- ・共用部分における不要物の撤去

(指摘) 勅使団地においては、共用部に資材が置かれていた。また、観音寺常磐団地の駐車禁止エリアには、改造中と思われる自動車がシートをかけて置かれており、付近の通路や空きスペースには、タイヤなどが置かれている。これらは、産業廃棄物の不法投棄とも考えられる。早期に撤去を求める必要がある。

(指摘) 放置自動車については、放置の事実について、指定管理者に報告を求めるとともに、早期撤去に向けた対応を検討する必要がある。

(指摘) 建物内共有スペースに、本来あるべきではないものが置かれているので、適切に管理することが望まれる。

(5) 記録の作成・保管

- ・協議記録や対応状況等の作成及び保管

(指摘) 団地の管理方法や状況について、過去からどのように管理されてきたのか、重要事項については、決定経緯などは後の管理や決定にも必要な情報であり、記録され、情報が保存される必要がある。

(意見) 移転を決定した時の居住者名簿を保管し、移転の経過状況について、移転終了まで管理することが望まれる。

(意見) 指定管理者の巡回管理人等が、県営住宅の運営上の問題を認識した場合には、問題の原因と、県あるいは指定管理者の対応、その顛末まで情報共有のうえ、記録する必要がある。

以上